1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。)第5条の規定により、令和2年4月27日付けで行った文書「1 にじの丘学園が掲げる『郷土愛の醸成』のためのカリキュラム等々、その具体的方法を示す文書。及び『郷土愛の醸成』レベルの評価に関する文書。2 にじの丘学園が掲げる『協働型課題解決能力』の育成のための教育課程。3 にじの丘学園の職員会議記録」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会(以下「処分庁」という。)が令和2年5月19日付け2瀬学教第224号で行った公文書一部開示決定の処分のうち「3 にじの丘学園 職員会議録」の一部開示決定処分については、当該職員会議記録に係る決裁を開示すべきである。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和2年4月27日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和2年5月19日付け2瀬学教第224号で行った公文書一部開示決定の処分のうち「3 にじの丘学園 職員会議録」の一部開示決定処分について、開示された公文書以外に存在するはずである公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 職員会議録は「要項」のみで、会議録(発言録)が一切存在しない。会議録を作 成するのは常識である。

にじの丘学園は、瀬戸市として創めての9年間の一貫教育を行おうという学校である。これまでにない議論も行われていることが容易に想像できるし、議論されなければならない。また、にじの丘学園の成果を他の学校に提供しようというのであるから、何が問題であり、どのように解決していったのか等々、議論の経過を残していくことは、「先進校」の責務であり、これ以上の説明を要しない。

- イ 例えば、瀬戸市として創めての9年間の一貫教育を行おうという学校のスタート に当たって、にじの丘学園の二人の校長が教職員に対し、どのような発言・指導を したのかさえ記録が存在しないという状態は考えられない。
- ウ にじの丘学園は、小中一体的校舎であるが、法的には、にじの丘小学校とにじの 丘中学校は独立した組織である。小学校教職員は、小学校長の管理監督下にあり、 中学校教職員は、中学校長の管理監督下にある。したがって、勤務条件等について は、それぞれ小学校と中学校が別々の職員会議で指導伝達が行われたものと考える。 つまり、小中が別々に職員会議を行ったものと考える。そうであれば、開示された

ような要項ではなく、小・中学校それぞれが作成した当該記録は、必ず存在するものと考える。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 本処分を行うに当たり、にじの丘学園に確認を行ったところ、職員会議要項(以下「要項」という。)は存在するが、会議録については別途作成せず、要項にメモ書きで記録を行っていることが確認された。それを踏まえ、要項を開示することとした。
- (2) 開示対象としたにじの丘学園の職員会議は、同一会場で行われたため、小学校、中学校別の要項は存在しない。
- (3) 開示した文書以外、審査請求人の主張する文書は不存在のため開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

令和2年 4 月27日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出

令和2年 5 月19日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付

令和2年 6 月 4 日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出

令和2年12月25日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼

令和3年 1 月22日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出

令和3年 3 月29日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼

令和3年 4 月15日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出

令和3年 7 月30日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施

令和3年 9 月22日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

令和3年10月7日第1回審査

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

1点目は、今回の(小中学校の)統合は、単なる統廃合ではなく、新しい指導理念や実践内容に基づいて行われている。その内容について、今までと大きく異なることから、校長から教職員に説明があって、徹底的に質疑・検討がされたと思う。その記録は、今後のためにも残されているはずだと考える。

2点目は、にじの丘小学校とにじの丘中学校は、行政上の組織は別である。同じ職員室を使用していても、中学校の校長が小学校の教員に命令することは本来成立しない。なので、勤務時間等について別々に会議が行われ、記録が残されていると考える。

(2) これに対して処分庁は、次のように説明している。

審査請求人が指摘するにじの丘学園の教育のあり方やどのように学校を運営・経営 していくかについては、カリキュラム編成委員会その他会議において、年度当初から 必要となる教育課程や学校運営のための各種提案等を作成している。実際に各職員が教育課程等を目にするのは4月1日からだが、学校の運営については、それぞれに経験がある教員であり、にじの丘学園になったからといって完全にゼロからの運営ではないので、基本的な提案については、年度当初の確認をもって十分であったと考えている。ただし、小中一貫教育の中心地であることから、4月1日に2時間程度の話で徹底されるものではないため、時間をかけて様々な場面で校長等から伝え、また、コロナ渦により休校期間であったことから、その期間に周知徹底が図られたと認識している。

- (3) そこで、本審査会は、処分庁が開示文書以外の文書は不存在とした点を中心として、調査し、審査を行った。
 - ア 教育課程等についてコロナ渦による休校期間に周知徹底が図られたとの説明であったことから、当該期間中に実施された会議の記録が無いかについて確認した。処分庁の回答は、学校運営全体に係ることは職員会議で検討・周知されているとのことだった。
 - イ そこで、種々の検討・周知がなされている職員会議の内容について、例えば、第 1回の職員会議は、何時間くらいかけて行われ、どういった意見が出たのか、また、 第1回の職員会議の開示文書からは、校長が何を伝え、どのような意見が出たかが 分からないが、それは何を見れば分かるのかについて確認した。処分庁は、職員会議で何が議論されたかについては、要項にメモされたもの以外に文書は存在せず、 職員会議の実施時間については把握していないとの回答であった。

また、にじの丘学園に限らず、市内の全ての小中学校において、職員会議の議事録は、別紙で起こすのではなく、要項にメモをとる形で記録としているとのことであった。このことについては、市から記録の作成が不要であるというような話はしているものではないとの説明だった。

ウ 職員会議の位置づけについて確認したところ、処分庁からは、情報の周知・共有の場であり、校長の補助機関という位置づけであるとの回答であった。加えて、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第48条第1項に「校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる」と、瀬戸市立学校管理規則(昭和34年瀬戸市教育委員会規則第1号)第15条の2第1項に「校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く」と規定されており、これに基づき職員会議を設置しているとの説明があった。

この説明を踏まえ、「校長」はにじの丘小学校及びにじの丘中学校にそれぞれ1人いるものの、合同で職員会議を行っている理由について確認した。処分庁は、瀬戸市立学校管理規則第15条の2第3項に「職員会議に関し必要な事項は、校長が定める」とあること、同じ敷地内の小中学校であることから、便宜的な部分もあり、全部に共通する部分もあることを鑑み、効率的な側面から判断したものと思われると回答している。

- エ 要項にメモしたものだけでは会議録とは言えないことから、当該要項についての 決裁が無いかを確認した。処分庁からは、学校に決裁文書があるとのことで、当該 決裁文書を開示しなかった理由について、職員会議録を請求されたので添付しなか ったとの回答であった。
- オ したがって、本審査会としては、要項に係る決裁文書の存在は確認できたが、職員会議録に関する他の文書について、これ以上審査することが困難であるので、処分庁は、審査請求人が求める文書を保有していないと判断するという結論に至った。 ただし、開示された要項が正規の職員会議録であることを証するために、当該要項に係る決裁文書を開示すべきであると判断する。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁の文書作成等について、補足的に意見を述べる。

にじの丘学園は、審査請求人が指摘するとおり、新しい指導理念や実践内容に基づいて行われているものであり、非常に注目度の高い事業となっている。開校に際して起きた出来事について、後から検証できるように文書で記録することは、市民への説明責任を果たしていくためにも重要なことである。

本件の場合、慣例的に発言録を残さない運営方法であることは理解するが、会議録と しての機能 (開催日時、出席者、主な議事の内容等) が整えられたものとは言えないた め、今後は改善されることを望む。

また、職員会議について、にじの丘小学校とにじの丘中学校が合同で実施したように 見受けられるが、どちらの校長が主宰したかが不明であり、また、そもそも合同の職員 会議は法令等に則って実施されたものであるのかが不明であることから、合同で職員会 議を実施することの要件について確認されたい。